### 第63回税理士試験 所得税法

### **〔第一問〕**—50点—

#### 間1 (30点)

### □ 居住者甲の取扱い

- (1) 受取損害賠償金の取扱い
  - ① 非課税所得とされる場合 次に掲げる所得については、所得税を課さない。
    - イ 心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金(その損害 による所得の補償として受けるものを含む。)
    - ロ 不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金(次の②に該当するものを除く。)
    - ハ 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(次の②に該当 するものを除く。)
  - ② 収入金額とされる場合

事業所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次のもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

イ その業務に係る棚卸資産等につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金

- ロ その業務の全部又は一部の休止、転換、廃止等の事由によりその業務の収益の補 償として取得する補償金等
- ③ 損失の金額等の計算上の取扱い

医療費控除の対象とされる医療費を補てんするものとして取得する損害賠償金等は、医療費控除額の計算上医療費の金額から控除する。

(2) 結論

①3ヶ月間業務を停止したことに対する補償及び②汚染した商品を廃棄したことに対する補償として受け取る損害賠償金は、上記(1)②により事業所得の収入金額とする。

また、③身体に異常が生じたことに対する補償として受け取る損害賠償金については、上記(1)①により、非課税となるが、このうち医療費の補填を目的として支払いを受けるものは医療費控除の対象となる医療費の金額から除かれることとなる。

3

3

2

1

### ② 居住者乙の取扱い

- (1) 住宅について受けた損害の取扱い
  - ① 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の課税標準の合計額が基礎控除の額に相当する金額以下であるものの有する資産(生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産及び繰延資産、山林を除く。)について災害又は盗難若しくは横領(以下「災害等」という。)による損失が生じた場合(災害等関連支出をした場合を含む。)において、その年におけるその損失の金額(その支出をした金額を含むものとし、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。以下「損失の金額」という。)の合計額が所定の場合の区分に応じ所定の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「雑損失の金額」という。)をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

② 損失の金額

①の損失の金額は、その損失を生じた時の直前におけるその資産の価額を基礎として計算するものとする。

7

③ 控除の順序

雑損控除と他の所得控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

1

④ 申告要件

雑損控除の適用については、確定申告書の提出の際、所定の書類の提示又は書類の 添付が必要とされている。 → 
1

⑤ 雑損失の繰越控除

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた雑損 失の金額(この規定又は雑損控除の規定により前年以前において控除されたものを除 く。)は、所定の順序により、その申告書に係る年分の課税標準の計算上控除する。

1

- (2) 別荘について受けた損害の取扱い
  - ① 概 要

居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額を除く。)は、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

5

② 生活に通常必要でない資産の意義

生活に通常必要でない資産とは、次に掲げる資産とする。

イ 競走馬(事業用のものを除く。)その他射こう的行為の手段となる動産

ロ 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産

2

ハ 生活用動産で譲渡した場合に非課税とされないもの

#### ③ 損失の金額

生活に通常必要でない資産の災害等による損失の金額は、その損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして計算した場合の取得費に相当する金額とする。

- 1

1

1

#### ④ 控除の順序

①の損失の金額は、次の順序により控除する。

- イ まず、その損失の金額をその生じた日の属する年分の短期保有資産に係る譲渡所 得の金額の計算上控除すべき金額とし、その所得の金額の計算上控除しきれない損 失の金額があるときは、これをその年分の長期保有資産に係る譲渡所得の金額の計 算上控除すべき金額とする。
- ロ イによりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその生じた日の属する年の翌年分の短期保有資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、これをその翌年分の長期保有資産に係る譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とする。
- (注)課税標準とは、総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る 雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額をいう。

#### 間2 (20点)

### 1 確定給付企業年金法に基づく一時金を受け取った場合

(1) 退職所得の意義

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下「退職手当等」という。)に係る所得をいう。

2

(2) 退職手当等とみなす一時金

次に掲げる一時金は、退職手当等とみなす。

- ① 国民年金法、厚生年金保険法等の規定に基づく一時金
- ② 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金(自己負担部分を除く。)及び確定拠出年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金等

3

(2) 所得の金額

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した 残額の $\frac{1}{2}$ に相当する金額とする。 \[ \]

(3) 収入金額

その年分の退職所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額)とする。

1

1

(4) 退職所得控除額

退職所得控除額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ各号に定める金額とする。

- ① 勤続年数が20年以下である場合 40万円×勤続年数(最低80万円)
- ② 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円× (勤続年数-20年)
  - (注) 障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合には、上記により 計算した金額に100万円を加算した金額とする。
- (5) 課税制度

退職所得の金額は、他の所得と総合されることはなく、課税標準の一種である退職所得金額として課税される。

 $\left. \right\}$ 

1

(6) 確定申告を要しない場合

その年において退職所得を有する居住者は、次のいずれかに該当する場合には、確定 申告義務の規定にかかわらず、その年分の課税退職所得金額に係る所得税については、 確定申告書を提出することを要しない。

- ① その年分の退職手当等の全部について「退職所得の受給に関する申告書」を提出して所得税の徴収をされた又はされるべき場合
- ② ①に該当する場合を除き、その年分の課税退職所得金額に係る所得税の額が、その年分の退職手当等につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額以下である場合

### [2] 懸賞クイズに当選して懸賞金を受け取った場合

- (1) 一時所得の意義
  - 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、 山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得 以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないも のをいう。

2

- (2) 所得の金額
  - 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために 支出した金額(その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に 伴い直接要した金額に限る。)の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額 (50万円、ただしその残額が50万円に満たない場合には、その残額)を控除した金額と する。

(3) 課税制度

一時所得の金額は、原則として他の各種所得の金額と総合され、課税標準の一種である総所得金額を通じて課税されるが、一時所得の金額はその $\frac{1}{2}$ が総所得金額に算入される。

> 1

1

### ③ 確定給付企業年金法に基づく一時金の支払者における源泉徴収

(1) 源泉徴収義務

居住者に対し国内において退職手当等の支払をする者は、その支払の際、その退職手当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2

(2) 源泉徴収税額

上記により徴収すべき所得税の額は、次の区分に応じそれぞれに掲げる税額とする。

① 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がされている場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 に相当する金額に総合課税の税率を乗じて求めた所得税の額

→ 1

1

- ② 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がされていない場合 その支払う退職手当等の金額に $\frac{20}{100}$ の税率を乗じて計算した金額に相当する税額
- (3) 退職所得とみなされる一時金に係る源泉徴収

退職手当等とみなされる一時金の支払いをする場合において、規約に基づいて拠出された掛金のうちに加入者の負担した金額があるときは、上記(2)の規定の適用については、その退職一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する退職手当等の支払いがあったものとみなす。

2

## Z-63-C [第二問] 答案用紙

### 問1

1 各種所得の金額 (単位:円)

区分及で	び金額		計 算	Ø	過	程
不動産所得		1 収入金額				
		3, 110, 000				
<u> </u>	∆ 4, 288, 000					
		2 必要経費の額				
		(1) 管理費・そ	の他の費用等			
		6, 520, 000-	-3, 200, 000-2, 630	, 000—245, 000—	-382, 000 <del>=</del> 63,	000
		(2) 取壊し費用	3, 200, 000			
		(3) 立退料	2, 630, 000			
		(4) 租税公課	245, 000			
		(5) 減価償却費	382, 000			
		(6) 資産損失	1, 260, 000 — 38	2,000=878,000	1	
		(規模が与えら	れていないため必	要経費算入となる	らかが不明であ	り、解答不能であるが、事業
		的規模と解し	て必要経費算入と	する。)		
		必要経費の額	合計 (1)+(2)+(3)	+(4)+(5)+(6)=7	, 398, 000	
		3 青色申告特別招	空除額			
		3, 110, 000-7	, 398, 000=△4, 288	3,000 ∴0 1	]	
		4 不動産所得の金	₹額			
		△4, 288, 000				
事業所得		1 収入金額				
		(1) 売上高	547, 438, 000		_	
	16, 877, 779	(2) 雑収入		50,000-500,000	=500,000 1	
		(3) 原稿料	20,000 1			
		(1)+(2)+(3)=	547, 958, 000			

(単位:円)

区 分 及 び 金 額	計	算	Ø	過	程
	2 必要経費の額				
	(1) 製造原価	383, 240,	500		
	(2) 販売費・管理費等	133, 623,	800-150,000	<b>-</b> 1, 120, 000	-210,000-2,470,000
		=129,67	3,800		
	(3) 青色事業専従者給与	i 300,000>	×12=3,600,0	00 1	
	(4) 減価償却費				
	① 機械装置 (新)				
	15, 200, 000+150,	000+1, 120, 0	000=16, 470, 0	00	
	イ 普通償却費	16, 470, 000×	$0.200 \times \frac{2}{12} =$	549,000 1	
	口 特別償却費	16, 470, 000×	30%=4,941,	000 1	計 5,490,000
	② コジェネレーショ	ン設備			
	(6, 530, 000+210	0,000-500,00	0) ×0.133×	$\frac{9}{12}$ =622, 440	1
	③ 機械装置(資本的	5支出)		10	
	(どの機械装置に	に係るものか及	なび支出月が不	明であり解れ	答不能であるため解答上考慮
	しない。)				
	④ 建物 (工場) 63	2, 300, 000×0.	9×0.033=1,	850, 310 1	
	⑤ 給排水設備 2.	, 130, 000×0. 9	$\times$ 0. 066=126	, 522	
	(旧定率法償却率か	「与えられてい	ないため解答	不能であるが	、旧定額法で解答する。)
	⑥ 機械装置(旧)1	7, 664, 486×0.	250=4, 416, 1	21 1	
	⑦ 普通自動車				
	350, 154×0. 417=	=146, 014 < 4, 2	00,000×0.05	776=242, 592	2 :改訂償却
	∴ 350, 154×0.	$500 \times 50\% = 87$	7, 538 1		
	⑧ 軽自動車				
	8, 931×0. 833=7	, 439<623, 000	$\times 0.02789 = 1$	7,375 ∴改訂	丁償却
	∴ 8, 931×1.00	0-1=8.930			
	減価償却費計 ①~	8 12,601,8	861		
	(5) 原稿経費 30,000	)			
	必要経費合計 (1)~	-(6) 529,	401, 161		
	3 青色申告特別控除額	547, 958, 000	-529, 146, 16	1=18, 811, 83	9>650,000 ::650,000 [1]
	4 事業所得の金額				
	547, 958, 000 – 529, 146,	161-650,000	=18, 161, 839		

(単位:円)

Ε ./\	77	70	_	ф <b>Т</b>			=1	Arts.		\G	10	
区分	及	O	金	<b></b>			計 	算	Ø	過	程	
譲渡所得					総合・	長期(ゴルフ	7会員権)					
					1. 絲	級人金額	300,000					
	_	△3,	, 720,	000 1	2. 項	<b>文得費</b>	10, 000, 000	-6, 000, 000=	=4, 000, 000	)		
					3. 静	護渡費用	20, 000					
					1.	-23.	=∆3, 720, 00	00				
山林所得					1. 絲	紗収入金額	600,000					
					2. 必	公要経費	100,000					
				0 1	3. 朱	別控除	500,000					
					1.	-23.	=0					
一時所得					1. 絲	总収入金額						
		_	900,	000 1	(1)	満期返戻金	8,000,000					
					(2)	時効取得	1, 000, 000					
					(3)	奨励金	100, 000	合計	9, 100, 000	)		
					2. ⇒	区出した金額						
					(1)	満期返戻金	7, 550, 000					
					(2)	時効取得	150, 000	合計	7, 700, 000	)		
					3. 特	別控除	9, 100, 000	<b>−</b> 7, 700, 000	=1, 400, 00	00>500,000	∴500, 000	
					1.	-23.	=900,000					

2 課税標準額 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計	算	Ø	過	程	
総所得金額	損益通算 やり方[2					
	$\triangle 4,288,000+18,16$	1,839=13,873,839				
11, 053, 839	$\triangle 3,720,000+900,0$	000=△2, 820, 000				
	$\triangle 2,820,000+13,87$	3,839=11,053,839				

大栄殺理士学院

3 所得控除額 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程							
所得控除額の合計額	1. 医療費控除							
	1,252,100-100,000(*)=1,152,100							
5, 292, 100	(*) $15,118,839 \times \frac{5}{100} > 100,000$ $\therefore 100,000$							
	2. 社会保険料控除 770,000+480,000=1,250,000 1							
	3. 生命保険料控除							
	(1) 一般							
	① $200,000-80,000=120,000>80,000$ $\therefore 40,000$							
	② 37,500+ (80,000-50,000) $\times \frac{1}{4} = 45,000$							
	①+②=85,000>40,000 : 旧生命保険料のみ 45,000							
	(2)							
	(3) 個人年金 37,500+ (100,000-50,000) $\times \frac{1}{4} = 50,000$							
	$(1)+(2)+(3)=125,000 \le 120,000$ $\therefore 120,000 \boxed{1}$							
	4. 地震保険料控除 65,000>50,000 ∴50,000 1							
	5. 障害者控除 750,000 (日)							
	6. 配偶者控除 青色事業専従者 : 適用なし 1							
	7. 配偶者特別控除							
	8. 扶養控除							
	母 960,000≦1,200,000 ∴0 ∴580,000							
	長女 630,000 次女 380,000							
	扶養控除額 580,000+630,000+380,000=1,590,000 1							
	9. 基礎控除 380,000							
	10. 所得控除額の合計額 1. ~9. 合計 5,291,100							

4 課税所得金額等 (単位:円)

区 分 及 び 金 額		計	算	Ø	過	程	
課税総所得金額	11, 053, 839	5, 291, 100=5,	762, 739→5, 7	762, 000			
5, 762, 000							
						(=	千円未満切捨)

5 税額の計算 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額	・課税総所得金額に対する税額
	$5,762,000 \times 20\% - 427,500 = 724,900$
724, 900	
税額控除	1. 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
	(1) $200,000 \times 2 = 400,000 \boxed{1}$
448, 414	(2) $724,900 \times \frac{16,877,779}{17,327,779(*)} \times 20\% = 141,214$ (1)>(2) $\therefore$ (2) $141,214$
	(*) $16,877,779+900,000 \times \frac{1}{2} = 17,327,779$
	(要件をすべて満たしているものと解して解答する。)
	2. 認定特定非営利活動法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除
	(1) (20,000(*)-2,000) ×40%=7,200 (百円未満切捨)
	(*) $20,000 \le 11,053,839 \times 40\%$ $\therefore 20,000$
	(2) 724,900×25%=181,225→181,200 (百円未満切捨) (1)<(2) ∴(1) 7,200 1
	3. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
	(1) 判 定
	$9,759,779 \leq 30,000,000$
	6,000,000-1,000,000=5,000,000>300,000 ∴適用あり
	(2) 控除額
	5, 000, 000 > 3, 000, 000
	3,000,000×10%=300,000 [1] (百円未満切捨)
	(一般断熱改修工事等の標準的な費用の額が与えられていないが、限度額を超えるものと解
	して、上記のように解答する。)
予定納税額	
10, 640, 000	$5,320,000 \times 2 = 10,640,000 \boxed{1}$
申告納税額	724,900-448,414=276,486→276,400(百円未満切捨) 1
△10, 363, 600	$276,400-10,640,000=\triangle 10,363,600$

### 問2

1 各種所得の金額 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得	
	みなし配当なし
01	
不動産所得	1 収入金額
	16, 040, 000+46, 000+30, 000+80, 000=16, 196, 000 1
<u>10, 537, 734</u>	
	2 必要経費の額
	(1) 管理費等 4,390,000
	(2) 減価償却費
	① 建物
	$65,000,000\times0.026$ (*) $\times\frac{8}{12}$ =1, 126, 666
	(*) $47  \text{年} - 10  \text{\mp} + 10  \text{\mp} \times 0.2 = 39  \text{\mp}  1 \div 39 = 0.0256 \cdots \rightarrow 0.026$
	(中古資産の耐用年数により計算すると 39 年での償却となるが、償却率が与えられていな
	いため上記のように解答する。)
	② 太陽光発電装置
	$4,800,000\times0.059\times\frac{6}{12}=141,600$
	(選定償却方法が与えられていないため選定していないと判断し、定額法で解答する。)
	①+②=1, 268, 266
	必要経費合計 (1)+(2)=5,658,266
	3 不動産所得の金額 16,196,000-5,658,266=10,537,734
	10, 150, 000 0, 000, 200—10, 001, 104
<u> </u>	

(単位:円)

	(平位:口)
区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
給与所得	1. 収入金額 3,000,000
	2. 給与所得控除額 (3,000,000-1,800,000) ×30%+720,000=1,080,000
1,920,000 2	3. 給与所得の金額
	3,000,000-1,080,000=1,920,000
退職所得	1. 収入金額
	(1) 特定役員分 12,000,000
7,800,000 2	(2) 一般分 8,000,000
	2. 退職所得控除額
	8,000,000+700,000× (26年-20年) =12,200,000
	(1) 特定役員分 400,000×4年=1,600,000
	(2) 一般分 12,200,000-1,600,000=10,600,000
	3. 退職所得の金額
	(1) 特定役員分 12,000,000-1,600,000=10,400,000
	(2) 一般分 8,000,000-10,600,000=△2,600,000
	(1)+(2)=7, 800, 000
譲渡所得	
• 分離長期譲渡所得	分離・長期(居住用財産)
	(1) 総収入金額 20,000,000
<u>△22, 000, 000</u> 2	(2) 取得費 42,000,000
	$(1)-(2)= \triangle 22,000,000$
	(租税特別措置法第41条の5の2は要件が不明のため適用できないと判断する。)
・株式等に係る譲渡所得等	株式等
	(1) 総収入金額 (48,000,000)
	① 丙譲渡分 150,000×200 株=30,000,000
<u>31, 888, 573</u> 2	② A社譲渡分 150,000×120株=18,000,000
	(2) 取得費 (16, 111, 427)
	① 丙譲渡分 $50,000 \times 320 \text{ k} + 780,000 \times \frac{156,250 \text{ (*)} \times 200 \text{ k}}{350,000,000} = 10,069,642$
	② A社譲渡分 $50,000 \times 120$ 株 $+780,000 \times 156,250 \times 120$ 株 $350,000,000$ $=6,041,785$
	(*) 1株あたりの課税価格 50,000,000÷320株=156,250
	(1)-(2)=31,888,573

## 大栄殺理士学院

(単位:円)

区 分 及 び 金 額		計算	Ø	過	程
一時所得	1. 総収入金額				
	満期保険金	50, 000, 000			
<u>26, 500, 000</u> [2]	2. 支出した金額				
	満期保険金	23, 000, 000			
	3. 特別控除 50,	,000,000-23,000,000	=27, 000, 000	>500,000	∴500, 000 <u>1</u>
	123.	=26, 500, 000			

2 課税標準額 (単位:円)

						(
区 分 及 び 金 額	Ē	† 算	Ø	過	程	
総所得金額	10, 537, 734+1, 920, 00	0+26, 500, 000×	$\frac{1}{2}$ $\boxed{1} = 25,077,734$	4		
<u>25, 077, 734</u>						
分離長期譲渡所得の金額	△22, 000, 000→0 1					
0						
株式等に係る譲渡所得等の金額						
<u>31, 888, 573</u>						
退職所得金額						
<u>7, 800, 000</u>						

3 所得控除額 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計	算	Ø	過	程	
所得控除額の合計額						
824, 681						

4 課税総所得金額等 (単位:円)

区 分 及 び 金 額		計	算	Ø	過	程
課税総所得金額	25, 077, 734—	824, 681=24, 253	3, 053→24, 25	53,000 (千円	未満切捨)	
<u>24, 253, 000</u>						
退職所得の金額						
課税退職所得金額						
0	(申告不要)					
	「退職所得の	受給に関する申	告書」の提出	の有無及び派	原象徴収税額か	が与えられていないため、当
	該申告書の提	出があったもの	と解し、申告	不要とする。		
分離課税の課税長期譲渡所得の						
金額						
0						
株式等に係る課税譲渡所得等の	31, 888, 573	31,888,000(千月	円未満切捨)			
金額						
<u>31, 888, 000</u>						

5 税額の計算 (単位:円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程					
課税される所得金額に対する税額	1. 課税総所得金額に対する税額					
	24, 253, 000×40%-2, 796, 000=6, 905, 200					
11, 688, 400						
	2. 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額					
	$31,888,000 \times 15\% = 4,783,200$					
	・税額合計 6,905,200+4,783,200=11,688,400					
税額控除	1. 公益社団法人等に寄付をした場合の所得税額の特別控除					
	(1) (100,000(*)-2,000) ×40%=39,200 (百円未満切捨) []					
39, 200	(*) $100,000 \le (25,077,734+31,888,572+7,800,000) \times 40\% \therefore 100,000$					
	(2) 11,688,400×25%=2,922,100 (百円未満切捨) (1)<(2) ∴(1) 39,200					
	2. 認定長期優良住宅新築等特別税額控除					
	25,077,734+31,888,572+7,800,000=64,766,306>30,000,000 ∴適用なし2					
NE COMMUNICATION						
源泉徴収税額						
200 100 [						
362, 160 1						
	11 COO 400 00 000 000 100 11 007 040 11 007 000 /TIII+\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					
申告納税額	11,688,400-39,200-362,160=11,287,040→11,287,000(百円未満切捨)					
11, 287, 000						

## 所得税法 第63回税理士試験 講評

合格ボーダーライン

理論 問1 22点

問2 13点

計 35 点

計算 問1 15点

問2 10点

計 25 点

合 計 60 点

### [理論]

問1は「受取損害賠償金、雑損控除、生活に通常必要でない資産の災害等による損失」である。 理論問題集第4問、第26問及び第31問を問われている。殆どの受験生が書ける基本理論からの 出題であるが、書けるゆえに書きすぎてしまう問題である。ポイントとなる概要はしっかりと書 く必要がある。問2は「退職所得、一時所得、退職所得の源泉徴収」である。理論題集第12問(退 職所得)と、一時所得については最低限「意義」が必要となる。

2問とも近年の措置法からの出題から離れ、本法の範囲、しかも基本中の基本理論からの出題 であったため、個別理論がしっかりと入っていた受験生は、合格答案が書けたと思われる。

#### (計算)

本年度は中程度の総合問題が2問出題された。問1は、申告納税額までを求める総合問題であり、減価償却費の計算、ゴルフ会員権の譲渡、損益通算、所得控除額の計算、税額控除などが問われた。問2も、申告納税額までを求める総合問題であり、株式譲渡、税額控除などが問われた。全体に、資料不足、欠落、要件の不備が多く、解答不能な箇所が随所にあり、戸惑ったと思うが、そのような箇所には配点がないと思われる。気持ちを切り替えて、解答可能な箇所で基本的な項目をひとつでも多く解答し、得点に結びつけることが必要である。